

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会荒牧地区連絡部会要項

平成 18. 4. 1 制定
改正 平成 20. 5. 19
令和 2. 4. 1

(趣 旨)

第1 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第10条の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会荒牧地区連絡部会（以下「荒牧地区連絡部会」という。）を置く。

(任 務)

第2 荒牧地区連絡部会は、荒牧地区における群馬大学総合情報メディアセンターの業務について共同教育学部（大学院教育学研究科を含む。）、社会情報学部及び大学教育・学生支援機構との連絡調整を行う。

(組 織)

第3 荒牧地区連絡部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 共同教育学部（大学院教育学研究科を含む。）又は社会情報学部の教授 1人
- (2) 共同教育学部（大学院教育学研究科を含む。）及び社会情報学部から選出された教員(第1号の部会員を除く。) 各2人
- (3) 大学教育・学生支援機構大学教育センター共通教育企画部から選出された教員 2人

2 前項第1号の部会員は、群馬大学総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が共同教育学部長及び社会情報学部長と協議し選考するものとする。

3 第1項各号の部会員は、センター長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、前任者の残任期間が1年に満たない場合における第1項各号の補欠の部会員の任期は、その期間に1年を加えた期間とする。

5 第3項及び前項の規定にかかわらず、第1項第1号の部会員の任期は、当該委員の選考を行ったセンター長の任期の終期を超えることはできない。

(部 会 長)

第4 荒牧地区連絡部会に部会長を置き、第3第1項第1号の部会員をもって充てる。

2 部会長は、荒牧地区連絡部会を主宰する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員が、その職務を代行する。

(部会員以外の者の出席)

第5 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第6 荒牧地区連絡部会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この要項は、平成20年5月19日から施行する。

附 則
この要項は、令和2年4月1日から施行する。